

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 指定の一部効力の停止対象事業者

- (1) 法人名 株式会社ともだちホームおおね
- (2) 代表者 代表取締役 柴山 菜穂子
- (3) 所在地 高槻市野見町 3 番 1 4 号 高谷ビル 2 F

2 事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 放課後等デイサービスえーる（旧：放課後等デイサービスおおね）
- (2) 所在地 高槻市野見町 3 番 1 4 号 高谷ビル 2 F
- (3) サービス種別 放課後等デイサービス

3 処分年月日

平成 30 年 9 月 10 日

4 処分の内容

指定の一部効力（新規利用者受入）の停止

平成 30 年 9 月 11 日から 3 か月間

5 処分の理由

- (1) 不正の手段による指定

当該法人代表は、新たに法人を起ち上げ、大阪府へ指定申請を行ったが、事業開始から 2 か月間、児童福祉法第 21 条の 5 の 19 第 1 項「当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。」の基準を満たしていないにもかかわらず、基準を満たしているとして申請し、指定を受けていた。